

共同住宅等に対する電気の一括供給の 在り方について

2019年3月27日
資源エネルギー庁

本日の議論

- 共同住宅等に対する電気の一括供給については、電気の供給形態の一つとして、古くから存在してきた。
- 一括受電により最終需要家に対して供給を行う事業者（一括受電事業者）は、電気事業法上、需要家と位置付けられているため、小売電気事業者と異なり、供給条件の説明義務や、苦情処理義務等が課せられておらず、報告徴収等の対象ともなっていないのが現状であるところ、近年、共同住宅等の居住者と、一部の電気の一括供給を行う事業者との間で、トラブルとなるような事例が出現してきている。
- 共同住宅等に対する電気の一括供給については、電気事業法上、小売ライセンスの取得は不要とされているが、「電力の小売営業に関する指針」において、小売電気事業者と同等の需要家保護を行うことを「望ましい行為」として位置付けている。
- 一括受電事業者において、同指針に基づき小売電気事業者と同等の需要家保護がなされているかどうかについて、実態を把握するため、昨年12月以降、資源エネルギー庁において調査を実施した。
- 本日は、実態調査の結果及びその後のヒアリングを通じて得られた、一括受電事業者による需要家保護のための取組等についての状況を紹介するとともに、今後の共同住宅等に対する電気の一括供給の在り方について御議論いただく。

(参考) 共同住宅等に対する電気の一括供給について

第12回電力・ガス基本政策小委員会
(2018.11) 資料8 (一部修正)

- 共同住宅等に対する電気の一括供給とは、共同住宅等の管理組合や事業者等が、需要家として電気を一括で調達し、マンション各戸に入居する電気の最終使用者へ受け渡す行為であって、電気事業法上においては一の需要場所内における電気のやりとりとして位置付けられている。
- 電気の一括供給では、低圧区分の需要家である各戸を集約し、受変電設備の維持管理を管理組合や事業者等が行うことにより、割安な高圧区分での託送契約が可能。

【共同住宅等に対する電気の一括供給の導入実績（推定）】

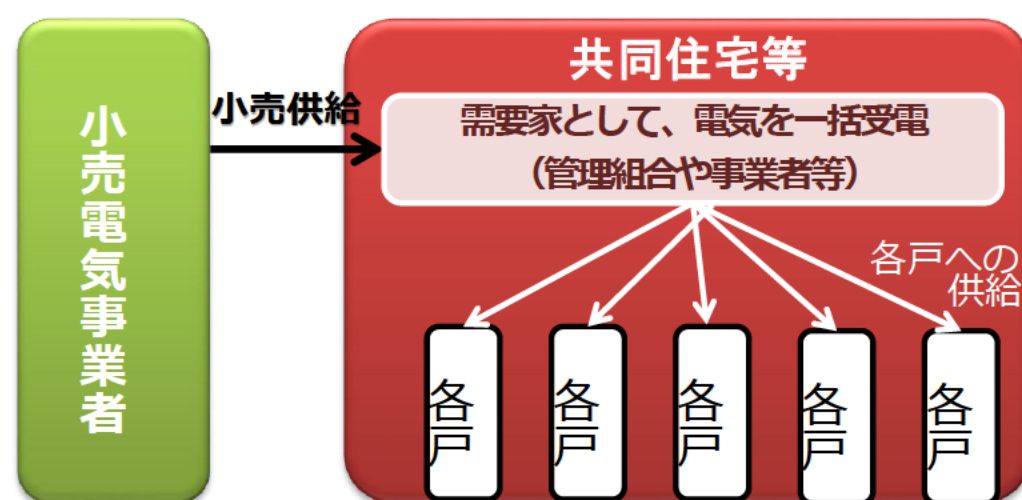
○契約口数：約60万戸（「平成26年度マンション高圧一括受電サービスに係る実態調査」等より事務局推計）

○主なマンション高圧一括受電事業者：中央電力、NTTファシリティーズ、Next Power 等

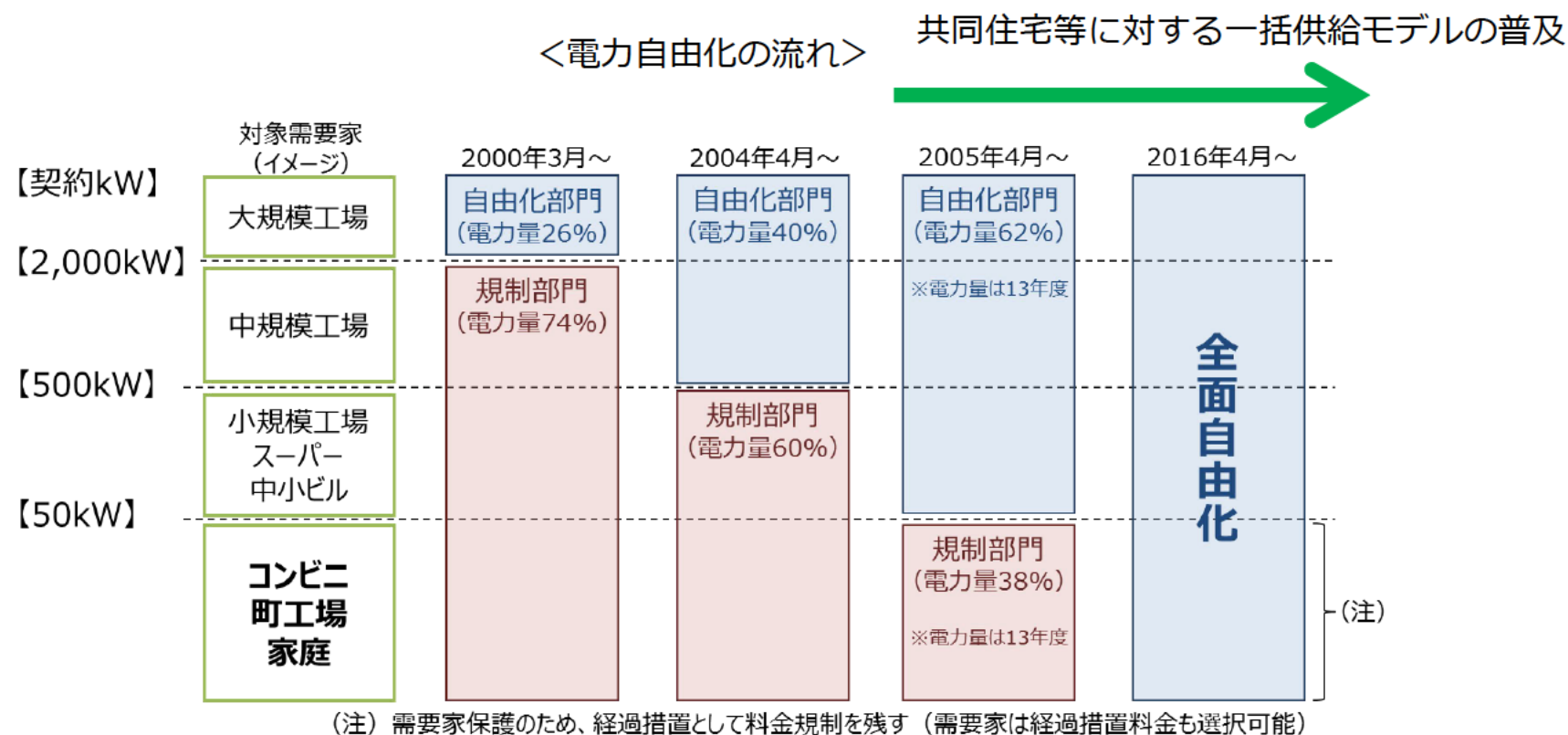
【通常の小売供給】



【電気の一括供給】



- 2005年の部分自由化（50 k W～500 k Wの高圧区分）以降、当時の新電力（特定規模電気事業者）より、共同住宅等に一括で供給したいというニーズが出現。
- 旧一般電気事業者の送配電部門は、①高圧受電設備を設置し、受電実態を確保するとともに、②全戸の同意を得ることを条件に、新規参入者による一括供給が認められてきた。



- 2016年4月の小売全面自由化後、一般の需要家は、自ら小売電気事業者を選択することが可能となった。
- このような環境変化を受け、最終需要家、共同住宅等の管理組合、一括受電により最終需要家に対して供給を行う一部の事業者（一括受電事業者）等の間で、トラブルとなる事案が発生。
- 一方で、共同住宅等の管理組合や最終需要家からは、電気料金が他社よりも安いという、一括供給のメリットについての声も聞かれる。

<最終需要家の声>

（一括供給に関する歓迎の声（例））

- 一括受電へ切替後、他の小売電気事業者と比べ、電気料金が安くなった。

（一括供給に関する苦情（例））

- 本当に割安なのかを検証するのが難しい。
- 契約内容について管理組合や一括受電事業者に問い合わせても答えてもらえない。
- 一括受電事業者への切り替えを行ったが、請求金額が誤っていた。
- マンション管理組合が一括受電事業者と長期契約を結んでいるため、当面の間、一括受電サービスの解約が困難。

<マンション管理組合の声>

（一括供給に関する歓迎の声（例））

- 一括受電へ切替後、専有部・共用部ともに割安となり、マンションの管理運営費用の削減につながった。

（一括供給に関する苦情（例））

- 一括受電へ切替後、専有部は割安となったが、共用部が割高となり、トータルの電気料金が割高となってしまった。

- 小売電気事業者に対しては、需要家保護の観点から、電気事業法において、供給条件の説明義務等、様々な義務が課せられている。
- マンション高圧一括受電による電気の供給については、電気事業法上、小売ライセンスの取得は不要とされているが、「電力の小売営業に関する指針」において、小売電気事業者と同等の需要家保護を行うことを「望ましい行為」として位置付けている。

【小売電気事業者に課せられる需要家保護義務】

- 供給能力の確保（電気事業法第2条12項）
- 供給条件の説明等（電気事業法第2条13項）
- 書面の交付（電気事業法第2条14項）
- 苦情等の処理（電気事業法第2条15項）

【電力の小売営業に関する指針（抜粋）】

2 営業・契約形態の適正化の観点から問題となる行為等

（3）高圧一括受電や需要家代理モデルにおける望ましい行為

マンションやオフィスビル等におけるいわゆる高圧一括受電による電気の提供は、当該マンションやオフィスビル等という一の需要場所における受電実態（設置された受電設備の所有や維持・管理）を有する高圧一括受電事業者が、当該需要場所におけるマンション各戸や各テナント等の最終的な電気の使用者に電気を提供するものである。**このような受電実態を有する高圧一括受電事業者から最終的な電気の使用者への電気の提供は、一の需要場所内での電気のやりとりとして、電気事業法上の規制の対象外である**（なお、このような受電実態を有する高圧一括受電事業者は、電気事業法上の需要家と位置づけられる。）。

しかしながら、高圧一括受電による場合、電気事業法の規制の対象外であるからといって、高圧一括受電事業者が最終的な電気の使用を希望する者に適切な情報提供をしないことや、電気を供給する契約の内容や解除手続及び苦情・問合せへの対応が不適正であること等により、当該者の利益が害されることはあってはならない。**最終的な電気の使用者の保護の観点から、高圧一括受電事業者は、本指針に定められた小売電気事業者に求められる需要家保護策と同等の措置を適切に行うことが望ましい。**

高圧一括受電事業者による需要家保護の実施状況

高圧一括受電事業者に対する実態調査の内容

- HP上で確認された高圧一括受電事業者17者に対して、小売電気事業者に求められている需要家保護策の実施状況を中心に、以下の項目について調査を実施した（※）。
- ※調査結果は全て高圧一括受電事業者による自己申告に基づく

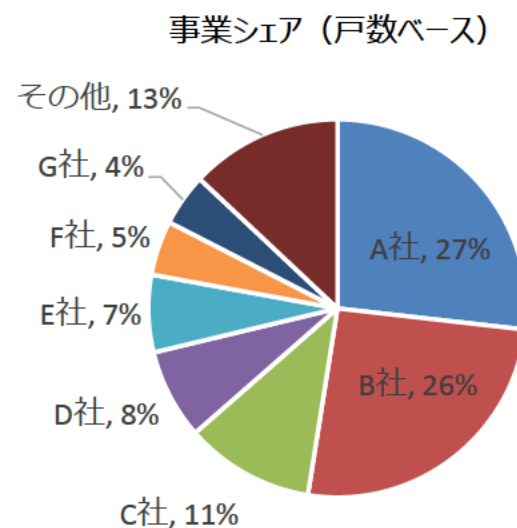
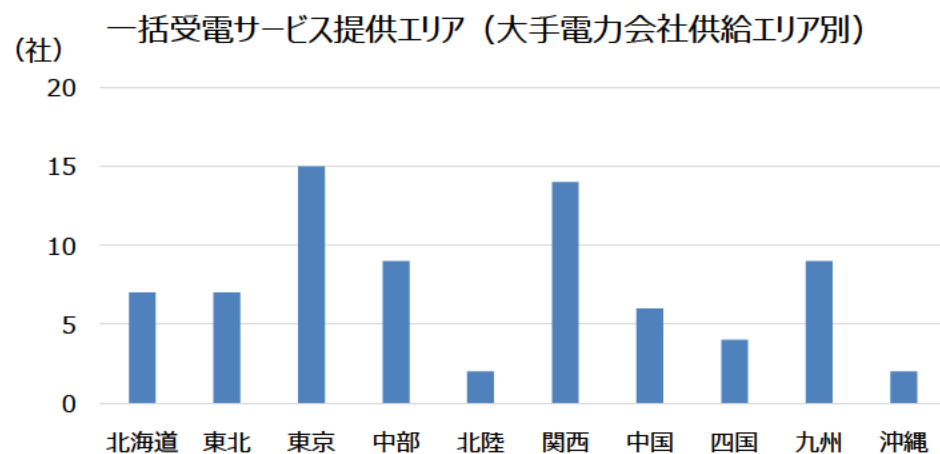
	調査対象：一括受電事業者17社（50音順）
1	株式会社N T Tファシリティーズ
2	エフビットコミュニケーションズ株式会社
3	株式会社M・E・M
4	かんでんEハウス株式会社
5	KDDI株式会社
6	株式会社ジュピターテレコム
7	綜電株式会社
8	大和エネルギー株式会社
9	中央電力株式会社
10	株式会社つなぐネットコミュニケーションズ
11	株式会社東急コミュニティー
12	東京電力エナジーパートナー株式会社 ※業務受託者
13	株式会社トーエネック
14	日本電力株式会社
15	NextPower株式会社
16	株式会社ファミリーネット・ジャパン
17	株式会社バイ・コミュニケーションズ

調査項目	
①基本情報	一括供給サービス提供規模、提供エリア
②電気料金水準	電気料金水準（共用部、専有部）
③供給条件説明	一括供給サービス契約締結前における供給条件の説明状況
④書面交付	一括供給サービス契約締結前後における契約書面の交付状況
⑤苦情・問合せ対応	苦情・問合せ受付体制、苦情・問合せ件数
⑥その他	計量方法、需要家保護の取組 等

①基本情報

- 昨年12月時点における一括供給マンション数は約6,700棟であり、供給戸数は約650,000戸存在する。（上位2社で戸数シェアの約50%を占める）
- 首都圏（東京電力、関西電力管内）でサービスを提供している一括供給事業者が多い。

一括供給サービス提供数（居住用マンション）		新築・既築別
棟数	約6,700棟	新築： 約2,800棟 既築： 約3,900棟
戸数	約650,000戸	新築： 約320,000戸 既築： 約330,000戸



②電気料金水準

- 電気料金水準には幅があるものの、共用部、専有部共に、大宗の高圧一括受電事業者は大手電力会社の標準料金メニュー単価から数%の割引を行っており、共用部の方が割引率が高い傾向にある。

<一括供給サービス料金単価設定状況>

	共用部	専有部
A社	大手電力会社の標準料金メニュー単価から10～55%程度割引	大手電力会社の標準料金メニュー単価から0～6%程度割引
B社	大手電力会社の標準料金メニュー単価と同等	大手電力会社の標準料金メニュー単価から5～10%程度割引
C社	大手電力会社の標準料金メニュー単価から0～40%程度割引	大手電力会社の標準料金メニュー単価から0～10%程度割引
D社	大手電力会社の標準料金メニュー単価から20～40%程度割引	大手電力会社の標準料金メニュー単価から5～8%程度割引
E社	大手電力会社の標準料金メニュー単価から0～7%程度割引	大手電力会社の標準料金メニュー単価から3～24%程度割引
F社	大手電力会社の標準料金メニュー単価から0～40%程度割引	大手電力会社の標準料金メニュー単価から0～10%程度割引
G社	大手電力会社の標準料金メニュー単価と同等	大手電力会社の標準料金メニュー単価から5%程度割引
H社	物件により異なる	物件により異なる
I社	大手電力会社の標準料金メニュー単価から25～50%程度割引	大手電力会社の標準料金メニュー単価から5～10%程度割引
J社	大手電力会社の標準料金メニュー単価から10～50%程度割引	大手電力会社の標準料金メニュー単価から10～17%程度割引
K社	大手電力会社の標準料金メニュー単価から20～40%程度割引	大手電力会社の標準料金メニュー単価から5%程度割引
L社	未回答	大手電力会社の標準料金メニュー単価から10～15%程度割引
M社	大手電力会社の標準料金メニュー単価から0～5%程度割引	大手電力会社の標準料金メニュー単価から5%割引
N社	個別算定により大手電力会社の標準料金メニュー単価から最大50%程度割引	大手電力会社の標準料金メニュー単価から5%程度割引
O社	大手電力会社の標準料金メニュー単価から20%程度割引	大手電力会社の標準料金メニュー単価から6%程度割引
P社	大手電力会社の標準料金メニュー単価から18～35%程度割引	大手電力会社の標準料金メニュー単価から5～10%程度割引
Q社	大手電力会社の標準料金メニュー単価から5～10%程度割引	大手電力会社の標準料金メニュー単価から5～10%程度割引

③供給条件の説明

- 小売電気事業者は、需要家と小売供給契約の締結又は媒介等をしようとするときは、料金その他の供給条件について、需要家に対し説明しなければならない。（電気事業法第2条の13第1項）
- 高圧一括受電事業者においては、概ね説明がなされているものの、一部説明すべき項目の漏れがみられた。

<料金その他供給条件の説明状況>

説明項目	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳	㉑
説明状況	17	16	17	17	17	15	17	17	15	15	15	17	17	17	17	17	17	15	17	17	17
※説明実施事業者数：17社／17社																					

小売電気事業者に求められる供給条件の説明項目																					
①	一括受電事業者の氏名又は名称																				
②	一括受電事業者が入居者からの苦情や問合せに応ずるための連絡先及びその応ずることができる時間帯																				
③	一括受電サービスの申し込みの方法																				
④	一括受電サービスの予定年月日（例：入居日からサービス開始）																				
⑤	一括受電サービスに係る料金（当該料金の算定方法を含む）																				
⑥	電気計器その他の用品及び配線工事その他の工事に関する費用の負担に関する事項																				
⑦	⑤、⑥に掲げるもののほか入居者が負担する費用がある場合にはその内容																				
⑧	⑤～⑦までに掲げるものについて、期間限定の割引キャンペーン等、期間を限定して減免する場合にはその内容																				
⑨	契約電力や契約電流の定めがある場合にはその値又は決定方法																				
⑩	供給電圧及び周波数																				
⑪	供給電力及び供給電力量の計測方法並びに料金調定の方法																				
⑫	一括受電サービスに係る料金及び⑥、⑦に掲げるものの支払方法																				
⑬	保安等や調査に対する入居者の協力に関する事項																				
⑭	契約期間の定めがある場合には、その期間及び自動更新に関する規定など契約の更新に関する事項																				
⑮	入居者が一括受電サービス契約の変更や解除の申出を行う場合の連絡先や申出の方法																				
⑯	入居者からの申出による一括受電サービス契約の変更や解除に期間の制限がある場合には、その制限の内容、又は変更や解除を申し出た入居者が負担する違約金等がある場合にはその内容																				
⑰	⑯に掲げるもののほか、入居者からの申出による一括受電サービス契約の変更や解除に条件等がある場合にはその内容																				
⑱	一括受電事業者からの申出による一括受電サービス契約の変更や解除に関する条件や内容など																				
⑲	電源構成等を供給する電気の特性とする場合には、その内容及び根拠																				
⑳	入居者の電気の使用法、器具、機械その他の用品の使用等に制限がある場合には、その内容																				
㉑	その他、一括受電サービスに係る重要な供給条件がある場合には、その内容																				

④ 契約締結前後の書面交付

- 小売電気事業者は、需要家に対し料金その他の供給条件について説明するとき、及び小売供給契約を締結したときは、料金その他の供給条件を記載した書面を交付しなければならない。（電気事業法第2条の13第2項、第3項及び2条の14）
- 高圧一括受電事業者においては、概ね交付されているものの、一部記載すべき項目の漏れや、書面の不交付がみられた。

<契約締結前書面交付状況>

説明項目	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳	㉑
交付状況 ※交付実施事業者数：15社／17社	15	14	13	14	15	14	15	15	14	13	14	14	15	15	15	15	15	13	15	15	15

<契約締結後書面交付状況>

説明項目	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳	㉑
交付状況 ※交付実施事業者数：14社／17社	14	14	—	14	14	12	14	14	14	11	13	14	13	14	14	14	14	10	14	14	14

小売電気事業者に求められる契約締結前後交付書面の記載項目

①	一括受電事業者の氏名又は名称
②	一括受電事業者が入居者からの苦情や問合せに応ずるための連絡先及びその応ずることができる時間帯
③	一括受電サービスの申し込みの方法 ※契約締結後交付書面には記載不要
④	一括受電サービスの予定年月日（例：入居日からサービス開始）
⑤	一括受電サービスに係る料金（当該料金の算定方法を含む）
⑥	電気計器その他の用品及び配線工事その他の工事に関する費用の負担に関する事項
⑦	⑤、⑥に掲げるもののほか入居者が負担する費用がある場合にはその内容
⑧	⑤～⑦までに掲げるものについて、期間限定の割引キャンペーン等、期間を限定して減免する場合にはその内容
⑨	契約電力や契約電流の定めがある場合にはその値又は決定方法
⑩	供給電圧及び周波数
⑪	供給電力及び供給電力量の計測方法並びに料金調定の方法
⑫	一括受電サービスに係る料金及び⑥、⑦に掲げるものの支払方法
⑬	保安等や調査に対する入居者の協力に関する事項
⑭	契約期間の定めがある場合には、その期間及び自動更新に関する規定など契約の更新に関する事項
⑮	入居者が一括受電サービス契約の変更や解除の申出を行う場合の連絡先や申出の方法
⑯	入居者からの申出による一括受電サービス契約の変更や解除に期間の制限がある場合には、その制限の内容、又は変更や解除を申し出た入居者が負担する違約金等がある場合にはその内容
⑰	⑯に掲げるもののほか、入居者からの申出による一括受電サービス契約の変更や解除に条件等がある場合にはその内容
⑱	一括受電事業者からの申出による一括受電サービス契約の変更や解除に関する条件や内容など
⑲	電源構成等を供給する電気の特性とする場合には、その内容及び根拠
⑳	入居者の電気の使用法、器具、機械その他の用品の使用等に制限がある場合には、その内容
㉑	その他、一括受電サービスに係る重要な供給条件がある場合には、その内容

⑤ 苦情・問合せ対応

- 小売電気事業者は、小売供給の業務の方法又は小売供給に係る料金その他の供給条件についての需要家からの苦情及び問合せについて、適切かつ迅速に処理しなければならない。（電気事業法第2条の15）
- また、小売営業指針では、苦情・問合せに応じることのできる連絡先について、供給条件の説明の際に説明するほか、小売電気事業者のHP等において確認できるようにすることを求めている。
- 高圧一括受電事業者においては、苦情・問合せ先については各社書面やウェブサイトにより周知しており、苦情処理の具体例として、停電に関する問合せ対応については、全社電話等により対応している。

【電力の小売営業に関する指針（抜粋）】

4 苦情・問合せへの対応の適正化の観点から問題となる行為及び望ましい行為

（1）苦情・問合せへの対応に関し問題となる行為

小売電気事業者は、小売供給の業務の方法又は小売供給に係る料金その他の供給条件についての需要家（小売供給を受けようとする者を含む。）からの苦情及び問合せについて、適切かつ迅速にこれを処理しなければならない（電気事業法第2条の15）。**小売電気事業者がこの苦情等の処理義務に違反することは問題となる。**なお、**小売電気事業者等が苦情・問合せに応じることのできる連絡先は、供給条件の説明の際に説明するほか、当該小売電気事業者等のホームページ等においても確認できるようにすることが求められる。**

入居者や管理組合からの苦情・問合せに応じることのできる連絡先の周知

周知の有無	周知方法
周知済（全社）	書面、ウェブサイト、重要事項説明書、パンフレット

入居者や管理組合からの苦情・問合せ内容

停電時の問合せ対応

一括受電事業自体に関する苦情・問合せは少なく、大宗が入退去手続や支払い方法の変更等の問合せ

電話等にて対応（全社）

⑥その他（計量、その他需要家保護策）

- 計量方法やその他需要家保護の取組等については以下のとおり。
- 各社計量法に基づく検定を受けた計量器（特定計量器）を取り付けており、検針値に基づきサービス料金の請求を行っている。

設置計量器		計量法に基づく検定の有無	検針頻度
スマートメーター	7社	検定済（全社）	月に1回（全社）
アナログメーター	3社		
スマートメーター・アナログメーター	7社		

	その他需要家保護策の内容
A社	スマートマンションサポートサービス利用ガイドの配布 （利用ガイドの内容：分電盤の説明、契約の仕組み、料金計算方法、計量メーターの説明、電気を正しく安全にお使いいただく方法、屋内配線工事を行いたいときの方法、地震が起きた時の対応等）
B社	サービス利用料金の未払金の一括支払いが困難な場合、滞納者と協議し、分割で払える金額を滞納者によって設定してもらい、その金額を支払って頂ければ電気を止めず、出来る限り生活上不便がでないよう対応
C社	グループ企業のプライバシーポリシーに基づく個人情報管理の徹底

検討の方向性

- 共同住宅等に対する電気の一括供給については、電気事業法上、小売ライセンスの取得は不要とされているが、「電力の小売営業に関する指針」において、小売電気事業者と同等の需要家保護を行うことを「望ましい行為」として位置付けている。
- 高圧一括受電事業者において、同指針に基づき小売電気事業者と同等の需要家保護がなされているかどうかについて、実態調査を行ったところ、概ねの事業者によって需要家保護のために必要となる手続きが行われていたものの、一部の事業者において、例えば供給条件の説明項目不足や、契約締結時の書面不交付等の手続き漏れが散見された。
- これらの手続き漏れは、電気的最终使用者との間のトラブルの元になりかねないため、高圧一括受電事業においても、同指針のとおり、需要家保護のために必要となる諸手続きについては、小売電気事業者同様に漏れなく実施することが望ましい。
- 他方、現行の同指針は、一括供給モデルにおける特殊事情を踏まえた形で作られていないため、高圧一括受電事業者にとって、どこまで小売電気事業者と同様に需要家保護策を実施すれば良いか分かりづらいという意見もあった。
- このため、次回以降、高圧一括受電事業者から意見を伺いつつ、どのように需要家保護を図っていくのかを検討することとしてはどうか。

(参考) 一括受ガスに関する検討状況

③これまでの整理と今後の検討事項

- 規制改革実施計画では、「一括受ガスの容認その他消費者の利益を最大限実現するための措置について」検討し、結論を得ることとされている。
- 事業者とオブザーバーより、ガスシステム改革の目的である「利用メニューの多様化」と「事業機会の拡大」の観点から、「一括受ガスの制度化」又は「既存の一括受ガス状態の期限を区切った解消」の提案があった。また事業者からは、「一括・各戸供給混合モデル」のような具体的な事業モデルの提案があった。
- 事業者等の提案を踏まえ、**本WGでは、事業者提案を含む複数の一括受ガスの事業モデルについて精査いただいた。**議論の概要は下記のとおり。
 - 一括受ガス事業者が負担すべきコストを一般ガス導管事業者に寄せるクリームスキミングは不適當である。
 - 一括受ガスの物件とそれ以外における、需要家間の託送料金負担の公平性確保も重要な課題である。
 - 「一括契約・導管事業者保安・低圧引き込みモデル」又は「一括・各戸供給混合モデル」については、電気のホワイトラベルと同様に、事業法上の需要家保護が担保されず、需要家が自らの意思でスイッチングできない問題点がある。需要家保護とスイッチング選択肢の問題は、以下のモデルにも共通である。
 - 「一括契約・一括事業者保安・低圧引き込みモデル」については、保安レベルの現状を勘案すれば、内管保安責任を導管網全体で導管事業者が担う整理が合理的であり、一括事業者が担う整理へ見直す状況にはない。
 - 「一括契約・中圧引き込みモデル」については、中圧引き込みの集合住宅が極めて限定的な事例であって事業者ニーズが想定しづらい。また、低圧引き込み物件への中圧引き込み・整圧器設置はコスト増要因であって、経済合理性がない。
- 事業者提案の目的である「需要家の利用メニューの多様化」と「ガス小売事業者による販売経費等の圧縮、安価な料金メニューの適用」の実現方法を更に検討したところ、**需要家代理モデルを活用することで、事業法上の需要家保護とスイッチング選択肢を確保した上で、ガス需要を束ねるといった事業者ニーズを実現可能であるとの議論がなされた。**

- 以上の議論を踏まえ、「一括受ガスの容認その他消費者の利益を最大限実現するための措置」として、
(1) 需要家代理モデルの適切な活用に向けた整理明確化、(2) 一括受ガス状態にある案件の早急な是正等の検討を進めてはどうか。
- なお、一括受電における需要家保護の在り方に関する議論動向は注視し、ガスWGでも適時紹介したい。

第4回ガスWGの議論：事業者の意見要約（再掲）

- 今回、一括受ガスについては、ガスシステム改革の目的でもある「利用者メニューの多様化と事業機会拡大」の観点から、新しい制度を設けるかどうかという視点で検討が行われたものと認識している。

事業者が提案した「一括・各戸供給混合モデル」は、今回の整理資料では、ホワイトラベルに該当するという理由で認められないという結論になったと受け止めている。資料中では、単にホワイトラベルだからダメ、という表層的な議論に留まらず、一括受ガスによる競争促進や利用者メニューの多様化といったメリットと、需要家保護が法的に担保されないデメリットを十分に比較考量した上で、結論が示されていると理解したい。

次に、今回事務局からは、「ガスの小売営業に関する指針」にも紹介されている需要家代理モデルが事業者のニーズを反映し、また需要家保護の観点からも代用し得るモデルであって、活用の可能性が考えられるのではないかと示唆されている。需要を束ね、ガスを共同で購入するという点は、需要家代理モデルの活用により一定程度実現可能と考える。

他方、需要家代理モデルにおける代理事業者はあくまで需要家の代理人であって、需要家代理モデルにおいてはガス小売事業者と最終消費者の間で小売供給契約が締結されるため、需要家へのガスの受け渡しにおいて、代理事業者が主体的に介入することが難しく、事業者から提案した一括・各戸供給混合モデルにおける一括事業者ほど、事業者が創意工夫できる余地は大きくはないのではないかと考えている。具体的には、需要家代理モデルでは、代理事業者はガスの提供主体でもなく、また契約主体でもないため、他のサービスや商品とガスをセットで取り扱う際に、代理事業者の創意工夫を料金メニュー等に100%反映できるわけではなく、その結果、需要をまとめる求心力が弱くなるのではないかと考えられる。

こうした観点も踏まえ、需要家代理モデルが事業者にとっても、より使いやすいものとなるように今後検討を深めていただければ、競争促進や利用者メニューの多様化というガスシステム改革の目的をより達成しやすくなるのではないかと考える。

なお、一括・各戸供給混合モデルでは需要家保護の法的担保が困難であるという点については、ガスの小売営業に関する指針等で一括事業者に対して説明義務等を定めることで担保できる可能性に言及したものの、今回の整理は、法的担保があり、需要家保護を確実にするという意味では、より望ましいものであると理解をしている。

最後に、需要家代理モデルの検討を深めるとともに、既存の一括受ガス状態の案件の是正の取組についても、導管事業者に協力を求めるなどして、加速することが望ましいと考える。【事業者】

(参考) 需要家代理モデルの適切な活用に向けた整理明確化 1/2

- 一括受ガスの議論で示された事業者ニーズである「ガス小売事業者による販売経費等の圧縮・安価な料金メニューの適用」「需要家の使用メニューの多様化」を、需要家保護やスイッチング選択肢を担保しつつ実現する手段として、需要家代理モデルは有望である。需要家代理モデルの適切な活用を促すため、活用にあたっての留意点を整理したい。
- まず、**需要家代理モデルの活用を検討する者には、「ガスの小売営業に関する指針」上の望ましい行為の実施が期待される。**需要家の代理事業者が需要家に適切な情報提供をしないことによって需要家の利益が害されることを防ぐため、需要家代理モデルにおける代理事業者には、ガス事業法上ガス小売事業者に求められるものと同等の説明・書面交付を需要家に対して適切に行うことが望まれている。
- 上記の説明・書面交付にあたっては、**需要家の代理事業者が、需要家との代理契約において設定する手数料等の条件についても、併せて需要家へ説明・書面交付することが望まれることとしてはどうか。**

ガスの小売営業に関する指針（2017年1月制定） p.8-9より抜粋

1 需要家への適切な情報提供の観点から問題となる行為及び望ましい行為

(2) 契約に先立って行う説明や契約締結前・締結後書面の交付

イ 望ましい行為等

ii) 需要家代理モデルにおける説明等

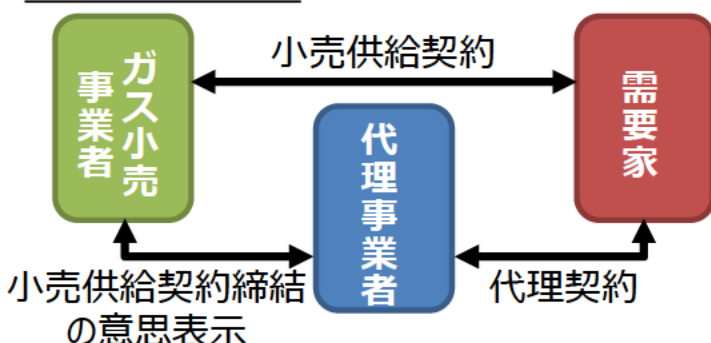
需要家に代わって、ガス小売事業者との料金交渉や料金請求等をまとめて行うことや、代理サービスを他のサービスとセットで提供すること等により、需要家にメリットをもたらす需要家代理モデルが新たに想定される。**需要家代理モデルにおける代理事業者はあくまで需要家の代理であって、小売供給契約の主体はガス小売事業者と当該需要家であることから、このような営業・契約形態は、ガス事業法上の規制の対象外**である。

需要家代理モデルの場合、需要家との小売供給契約の内容や解除手続及び苦情・問合せへの対応の適正性については、ガス小売事業者がガス事業法上の責任を負っているが、**ガス事業法の規制の対象外であるからといって、需要家の代理事業者が需要家に適切な情報提供をしないことによって、需要家の利益が害されることがあってはならない。そこで、需要家代理モデルにおける代理事業者は、本指針に定められたガス小売事業者に求められるものと同等の説明・書面交付を需要家に対して適切に行うことが望ましい。**これにより、需要家に対して料金その他の供給条件に係る十分な説明が行われなかったことに起因するトラブルの発生を未然に防止するとともに、需要家が料金その他の供給条件を十分に理解した上で小売供給を受けることができる環境が整備されることが期待される。

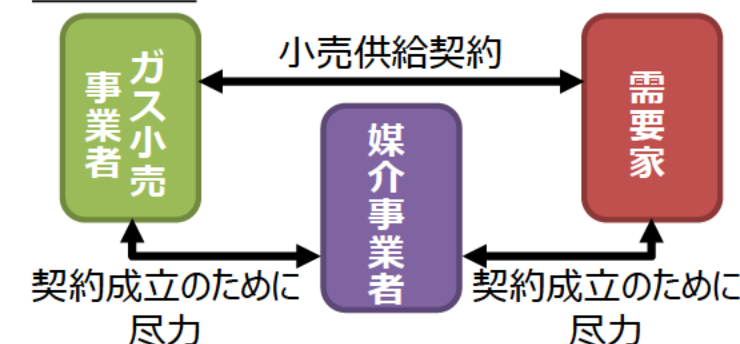
(参考) 需要家代理モデルの適切な活用に向けた整理明確化 2/2

- また、需要家代理モデルにおける代理事業者が、需要家とガス小売事業者の小売供給契約の成立に尽力する媒介を実質的に行う場合も想定される。**需要家の代理事業者が媒介事業者に当たる場合には、ガス事業法上、需要家への説明義務・書面交付義務を負う**ことに留意して事業を営む必要がある（ガス事業法第14・15条）。この際、需要家の代理人は自らを需要家とみなして需要家への説明・書面交付を省略するのではなく、同等の措置を需要家に対して適切に行うことが望まれる。

需要家代理モデル



媒介モデル



「媒介」とは、他人（ガス小売事業者及び小売供給を受けようとする者）の間に立って、当該他人を当事者とする法律行為（小売供給契約）の成立に尽力する事実行為をいう。

ガス事業法（昭和29年法律第51号）

（供給条件の説明等）

第十四条 ガス小売事業者及びガス小売事業者が行う小売供給に関する契約（以下「**小売供給契約**」という。）の締結の媒介、取次ぎ又は代理を業として行う者（以下「**ガス小売事業者等**」という。）は、小売供給を受けようとする者（ガス事業者である者を除く。以下この条において同じ。）と小売供給契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理をしようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、**当該小売供給に係る料金その他の供給条件について、その者に説明しなければならない。**

2 **ガス小売事業者等は、前項の規定による説明をするときは、経済産業省令で定める場合を除き、小売供給を受けようとする者に対し、当該小売供給に係る料金その他の供給条件であつて経済産業省令で定める事項を記載した書面を交付しなければならない。**

3 （略）

（書面の交付）

第十五条 **ガス小売事業者等は、小売供給を受けようとする者と小売供給契約を締結したとき（小売供給契約の締結の媒介を業として行う者にあつては、当該媒介により小売供給契約が成立したとき）は、経済産業省令で定める場合を除き、遅滞なく、その者に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。**

一 ガス小売事業者等の氏名又は名称及び住所

二 契約年月日

三 当該小売供給に係る料金その他の供給条件であつて経済産業省令で定める事項

2 （略）

(参考) 需要家代理モデルの適切な活用に向けた整理明確化

- ガスの需要家と代理事業者との間の代理契約は、基本的に消費者契約法の適用対象となると考えられる。例えば下記のような代理契約の条項は、消費者契約法上の不当条項に該当し、無効となる可能性がないか。
- 需要家代理モデルの適切な活用に向けて、需要家代理契約が消費者契約法上の不当勧誘や不当条項に該当する可能性がある場合についても整理の上、「ガスの小売営業に関する指針」への追記を検討することとしてはどうか。
- なお、第4、5回ガスWGで議論されたガス事業法上の媒介と需要家代理の論点等についても、次回以降整理の上、「ガスの小売営業に関する指針」への追記を検討することとしてはどうか。

(例1) 需要家が需要家代理契約を解約する際に高額な違約金を請求する条項

解除に伴う解約料の金額が当該事業者が生ずる「平均的な損害の額」を超える場合には、平均的な損害の額を超える部分が、消費者契約法第9条第1号により無効となる可能性がある。

(例2) 需要家が需要家代理事業者を通さず、ガス小売事業者と直接契約を締結・変更・解約することを禁じる条項

当該条項は、消費者にとって誰と契約するかは本来自由であるにもかかわらず、契約相手の選択の自由を制限している点で「公の秩序に関しない規定の適用による場合に比して消費者の権利を制限し又は消費者の義務を加重する消費者契約の条項」に該当し、消費者契約法第10条により無効となる可能性がある。

(例3) 契約期間を設定する際に、いわゆる顧客の囲い込みを目的として、長期間にわたり消費者を拘束する条項

当該条項は、「消費者の利益を一方的に害するもの」に該当し、消費者契約法第10条により無効となる可能性がある。